

長期未着手の都市計画公園・緑地の見直し（素案）の一覧

NO.	種別	名称	計画面積 (ha)	未着手面積 (ha)	見直し検討手順						見直し（案）	廃止面積 (ha)
					1	2	3	4	5	6		
1	広域	宝池公園	128.9	66.2	適	無	充	→	高	→	存続(変更なし)	0
2	〃	大見公園	107.3	107.3	適	無	充	→	低	存	存続(変更なし)	0
3	運動	西京極運動公園	19.1	1.0	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.0
4	〃	横大路公園	18.4	2.1	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
5	総合	岡崎公園	15.0	1.0	適	無	不	不	→	→	存続(変更なし)	0
6	地区	塔ノ森公園	5.4	5.4	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
7	〃	淀城跡公園	3.4	1.7	適	有	→	→	→	→	存続(変更なし)	0
8	近隣	唐橋西寺児童公園	1.2	0.1	/	/	/	/	/	/	存続(変更なし)	0
9	〃	太秦公園	1.9	1.8	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.8
10	〃	三栖公園	2.5	0.2	/	/	/	/	/	/	面積錯誤の訂正	0
11	〃	西野公園	2.6	2.5	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	2.5
12	〃	西中公園	2.7	2.6	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	2.6
13	〃	朱雀公園	3.1	1.2	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.2
14	〃	小松原公園	2.3	2.3	不	→	不	充	低	廃	区域の全面廃止	2.3
15	〃	東吉祥院公園	2.9	1.9	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.9
16	〃	二条公園	2.2	1.6	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	1.6
17	〃	伏見公園	2.5	0.2	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.2
18	〃	深草西浦南公園	1.7	0.2	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.2
19	〃	竹田公園	2.5	0.4	適 適	無 無	不 不	充 充	低 高	廃 →	区域の一部廃止	0.1 0
20	街区	生祥児童公園	0.13	0.06	不	→	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.06
21	〃	五辻児童公園	0.22	0.22	不	→	不	充	低	廃	区域の全面廃止	0.22
22	〃	西九条児童公園	1.13	0.56	/	/	/	/	/	/	面積錯誤の訂正	0
23	〃	三条東児童公園	0.17	0.08	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.08
24	〃	楽只児童公園	0.31	0.31	適	無	不	充	低	廃	区域の全面廃止	0.31
25	〃	崇仁児童公園	0.42	0.42	不	→	不	充	低	廃	区域の全面廃止	0.42
26	〃	松賀茂児童公園	0.54	0.34	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
27	〃	桜島児童公園	0.22	0.11	/	/	/	/	/	/	存続(変更なし)	0
28	〃	先斗町公園	0.15	0.09	適	無	不	充	低	廃	区域の一部廃止	0.09
29	〃	薩田公園	0.20	0.20	適	無	不	充	低	廃	区域の全面廃止	0.20
30	〃	西河原北公園	0.22	0.22	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
31	〃	醍醐辰巳公園	0.34	0.01	/	/	/	/	/	/	存続(変更なし)	0
32	〃	川田公園	0.25	0.02	適	無	不	不	→	→	存続(変更なし)	0
33	〃	戒光公園	0.32	0.32	適	無	不	充	低	存	存続(変更なし)	0
公園計			330.2	202.7	/	/	/	/	/	/		16.8
34	緑地	桂川緑地	488.5	461.2	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
35	〃	東山自然緑地	20.4	1.8	適	無	不	充	高	→	存続(変更なし)	0
緑地計			508.9	463.0	/	/	/	/	/	/		0
合計			839.1	665.7	/	/	/	/	/	/		16.8

区域の全面廃止：都市計画公園・緑地の計画区域が全て未着手であり、計画区域の全てを廃止

区域の一部廃止：都市計画公園・緑地の計画区域の一部が未着手であり、未着手区域の全てを廃止又は一部を廃止

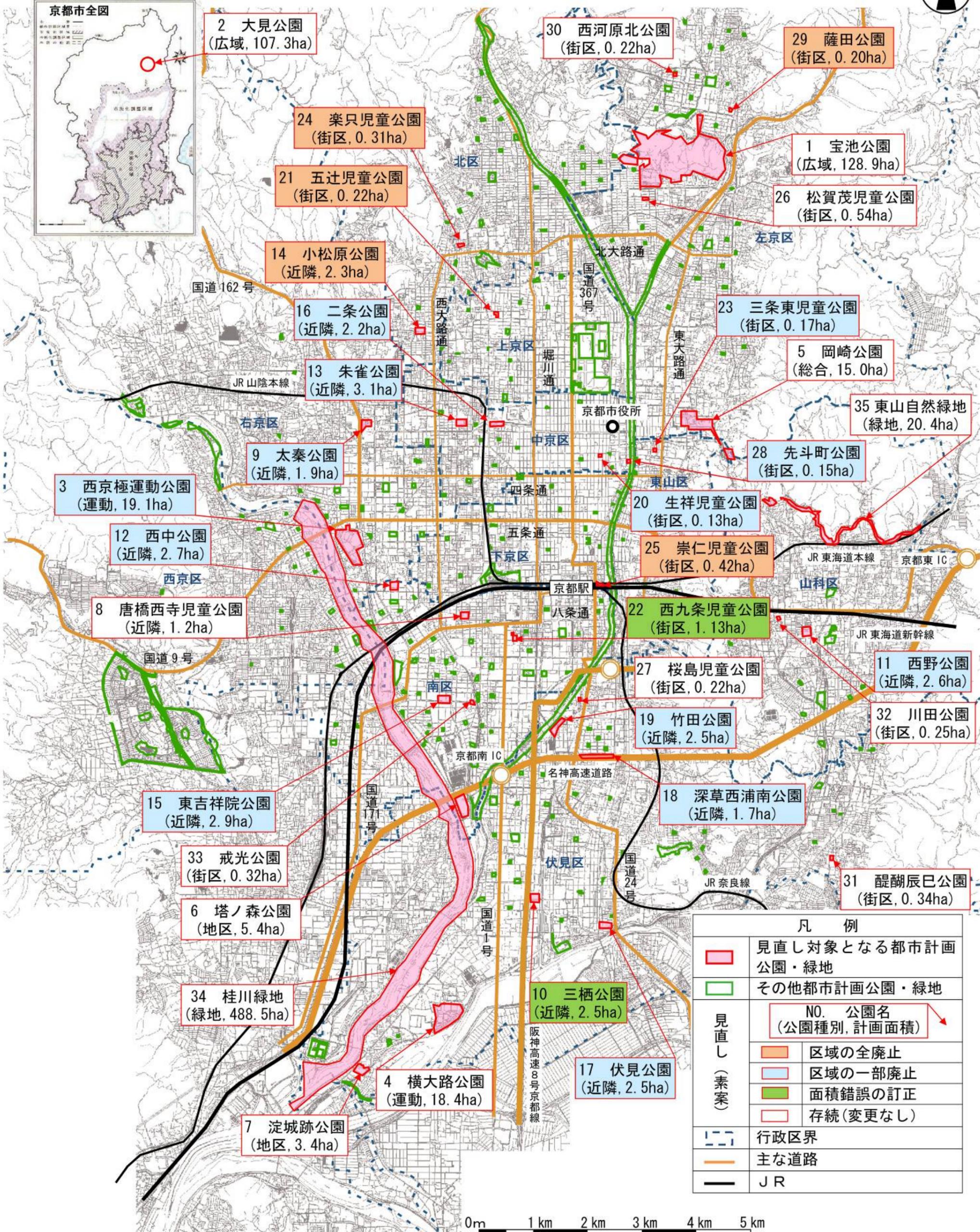
存続（変更なし）：都市計画公園・緑地の計画区域をそのまま存続

面積錯誤の訂正：都市計画公園・緑地の計画面積を計画区域に合わせて訂正

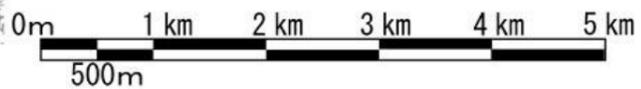
※ 開園している区域は廃止しません。

※ 見直し検討手順はそれぞれ 1「都市計画決定理由の検証」適(適合)or 不(不適合), 2「上位計画等での位置付けの有無」有 or 無, 3「公園・緑地の配置等の状況」充(充足)or 不(不足), 4「代替となる「みどり」の配置等の状況」充(充足)or 不(不足), 5「実現性の評価」高 or 低, 6「総合評価」廃(廃止)or 存(存続)の判断結果を示す。(→)は手順上、評価しない項目を示す。

長期未着手の都市計画公園・緑地の見直し（素案）



凡 例	
	見直し対象となる都市計画公園・緑地
	その他都市計画公園・緑地
見直し (素案)	 NO. 公園名 (公園種別, 計画面積)
	 区域の全廃止
	 区域の一部廃止
	 面積錯誤の訂正
	 存続(変更なし)
	行政区界
	主な道路
	JR



広域公園・総合公園・運動公園・緑地における一人当たり面積の充足の考え方について（補足）

1. 公園種別ごとの一人当たり面積充足の判定方法

広域公園（宝池公園・大見公園）

- ・都市公園法施行令第1条の2における住民一人当たりの都市公園面積の標準値 10 m²/人のうち広域公園が担う分は 1.0 m²/人（2. 参考資料①参照）となります。よって住民一人当たり広域公園面積が 1.0 m²以上であれば充足と判断します。

※京都府広域緑地計画における京都市を含む一人当たり公園面積の目標は 10 m²/人（2. 参考資料②参照 平成 22 年度府民一人当たり面積約 7 m²/人）

- ・府全体の広域公園面積：351.4ha（山城総合運動公園（府営）92.3ha，丹波自然運動公園（府営）53.2ha，丹後海と星の見える丘公園（府営）143.2ha，宝池公園（市営）62.7ha），府総人口：2,627千人（平成 22 年）
- ・府民一人当たり広域公園面積=1.34 m²/人 \geq 1.00 m²/人

運動公園（西京極運動公園・横大路公園）

- ・都市公園法施行令第1条の2における住民一人当たりの都市公園面積の標準値 10 m²/人のうち運動公園が担う分は 0.75 m²/人（2. 参考資料①参照）となります。よって住民一人当たり運動公園面積が 0.75 m²以上であれば充足と判断します。

- ・市全体の運動公園面積：83.9ha（桂川緑地 5.7ha，久世橋西詰公園 3.5ha，久世橋東詰公園 1.7ha，桂川緑地久我橋東詰公園 13.1ha，西京極運動公園 18.1ha，桂川緑地上野橋東詰公園 1.6ha，桂川緑地離宮前公園 1.8ha，宇治川公園 13.6ha，横大路公園 16.3ha，伏見桃山城運動公園 8.6ha，），都市計画区域人口：1,465千人（平成 22 年）

- ・都市計画区域人口一人当たり運動公園面積=0.57 m²/人 \leq 0.75 m²/人

- ・上記運動公園面積のみでは充足とは判定できないため，対象を運動公園見合い施設に拡大

- ・運動公園見合い施設面積：119.1ha（上記運動公園，府営公園（嵐山東公園，伏見港公園，鴨川公園，洛西浄化センター公園）の運動施設部分及び都市公園以外の公園（桂川運動公園，羽束師運動広場，淀・桂グラウンド）における運動施設部分 35.2ha），

※運動施設部分は図上計測，結果は右記のとおり

都市計画区域人口：1,465千人（平成 22 年）

- ・都市計画区域人口一人当たり運動公園見合い施設面積=0.81 m²/人 \geq 0.75 m²/人

名称	面積(ha)
嵐山東公園	5.73
伏見港公園	3.82
鴨川公園	10.26
洛西浄化センター公園	5.68
桂川運動公園	4.58
羽束師運動広場	2.62
淀・桂グラウンド	2.47
計	35.16

総合公園（岡崎公園）

- ・都市公園法施行令第1条の2における住民一人当たりの都市公園面積の標準値 $10 \text{ m}^2/\text{人}$ のうち運動公園が担う分は $1.5 \text{ m}^2/\text{人}$ （2. 参考資料①参照）となります。よって住民一人当たり総合公園面積が 1.5 m^2 以上であれば充足と判断します。
- ・市全体の総合公園面積：26.4ha（岡崎公園（市営）13.9ha，梅小路公園（市営）12.5ha），都市計画区域人口：1,465千人（平成22年）
- ・都市計画区域人口一人当たり総合公園面積 $=0.18 \text{ m}^2/\text{人} \leq 1.5 \text{ m}^2/\text{人}$
- ・上記総合公園面積のみでは充足とは判定できないため，対象を総合公園見合い施設に拡大
- ・総合公園見合い施設面積：89.7ha（上記総合公園，京都御苑63.3ha）都市計画区域人口：1,465千人（平成22年）
- ・都市計画区域人口一人当たり総合公園見合い施設面積 $=0.61 \text{ m}^2/\text{人} \leq 1.5 \text{ m}^2/\text{人}$
- ・総合公園については「充足していない」

緑地（桂川緑地・東山自然緑地）

- ・都市公園法施行令第1条の2における住民一人当たりの都市公園面積の標準値 $10 \text{ m}^2/\text{人}$ のうち都市緑地を含むその他の公園が担う分は $4.25 \text{ m}^2/\text{人}$ （2. 参考資料①参照）となります。よって住民一人当たりその他の公園面積が 4.25 m^2 以上であれば充足と判断します。
- ・市全体のその他の公園面積：201.1ha（風致公園20.8ha，交通公園2.1ha，墓園3.1ha，都市林134.0ha，広場公園0.2ha，都市緑地18.0ha，緑道22.9ha），都市計画区域人口：1,465千人（平成22年）
- ・都市計画区域一人当たりその他の公園（緑地含む）面積 $=1.37 \text{ m}^2/\text{人} \leq 4.25 \text{ m}^2/\text{人}$
- ・上記その他の公園面積のみでは充足とは判定できないため，桂川河川敷等の緑地の未着手区域を代替となる「みどり」として捉える
- ・代替となる「みどり」の面積：664.1ha（上記その他の公園，未着手緑地463ha），都市計画区域人口：1,465千人（平成22年）
- ・都市計画区域一人当たり「みどり」面積 $=4.53 \text{ m}^2/\text{人} \geq 4.25 \text{ m}^2/\text{人}$

2. 参考資料

- ①「都市計画中央審議会」平成7年7月答申における都市公園等整備の長期目標の内訳から算出した標準値10㎡/人あたりの公園種別ごとの内訳

公園種別		標準値の内訳 (㎡/人)
基幹公園	住区基幹公園	2.0
	街区公園	0.5
	近隣公園	1.0
	地区公園	0.5
	都市基幹公園	2.25
	総合公園	1.5
運動公園	0.75	
その他公園	特殊公園	4.25
	緩衝緑地	
	都市緑地	
	緑道	
	都市林	
大規模公園	大規模公園	1.5
	広域公園	1.0
	国営公園	0.5
都市公園等合計		10.0

- ②京都府広域緑地計画における一人当たり公園面積の目標

- 21世紀初頭には“緑の政策大綱（平成6年9月策定）”に示された目標値（20㎡/人）を目標としつつ、府と市町村が力を合わせて、当面今後10年間の中期的目標として一人当たり公園面積を15㎡に引き上げます。

